

ベトナムの移転価格対応は お済みですか?

2017年度より、マスターファイルの
作成が必要です!

ベトナム現地法人をお持ちの方必見!!

ベトナムの税務対応のために、従来の移転価格文書(ローカルファイル)に加えて、マスターファイルの作成をしなければなりません。

下記条件に該当する場合、**マスターファイル**が必要です!!

① 日本本社が、ベトナム現地法人の関連者と見なされる。

- 例)
- ① 日本本社から25%以上の出資がある
 - ② 日本本社からの借入が資本の25%以上あり、かつ中長期借入金額の50%以上を占める
 - ③ 日本本社の関係者が、子会社の役員の過半数を占める

② 日本本社が、ベトナム現地法人と取引をしている。

- 例)
- ① 原材料や製品の売買
 - ② サービスの提供

例外 ベトナム現地法人の売上高が500億ドン(約2.5億円)未満、かつ関連者間取引総額が300億ドン(約1.5億円)未満



提出期日までに対応出来ない場合は追徴リスクがあります!!

現地法人の決算日から90日以内にマスターファイル及びローカルファイルを作成し、ベトナムの税務当局からの要請後15営業日以内に提出しなければ、多額の追徴金が課される可能性があります。



マスターファイルは
さまざまな問題が生じますが…

- ① **ベトナム現地法人での作成は困難**
企業グループの組織構造や事業内容、金融活動や財務及び税務状況などベトナム現地法人では把握できない内容を多く含む。
- ② **日本本社での自力での作成も困難**
マスターファイルを含む移転価格文書の作成には、専門知識が必須であり、ベトナムの税務だけではなく日本の税務にも精通している専門家が必要。
- ③ **ベトナムのローカルの会計事務所による作成は非常に困難**
企業グループの組織構造や事業内容、金融活動や財務及び税務状況などベトナム現地法人では把握できない内容を多く含む。
- ④ **大手会計事務所による作成は報酬が高額**
マスターファイルを含む移転価格文書の作成は可能であるが、報酬が高額。



**黒澤合同事務所グループは
これらの問題を解決**できます。
お任せください!!

① 日本とベトナム事務所に
移転価格税制の専門家が
在籍しています。

日本の税制や商習慣のみならず、ベトナムの税制や商習慣に精通している大手会計事務所出身の専門家が担当いたします。大手会計事務所の品質と同水準の高品質なマスターファイルを作成し、ベトナム語に翻訳いたします。

② お値打ち価格で高品質の
マスターファイルを作成いたします。

その他、ベトナム、ビジネス、会計、税務等をご相談を承ります。

メールでのお問い合わせはこちら!

日本から iten@kurosawa.gr.jp
a-yamashita@kurosawa.gr.jp
ベトナムから hiep.nguyen@kurosawa.vn





マスターファイルとは？

マスターファイルとは、税務当局が重要な移転価格リスクを特定できるよう、多国籍企業グループのグローバルな事業活動やポリシーに関する概要を記載した書類です。マスターファイルの内容は次の通りです。

① 組織構造

法的関係及び所在地を含んだ資本関係図

② 事業概要

- ・ 事業の重要な利益発生要因
- ・ グループ全体売上割合を占める主要製品・サービス5種及びグループ全体売上の5パーセント超を占める製品・サービスのサプライチェーンの説明
- ・ 研究開発業務以外の重要な役務提供の一覧、役務内容、場所、関連費用に係る移転価格ポリシー及び対価設定方法を含む説明
- ・ 上記サプライチェーンに該当する製品の主要市場の説明
- ・ 価値創成に貢献する拠点の簡易機能分析
- ・ 事業年度中に発生した重要な事業再編取引、買収及び投資売却の説明

③ 無形資産

- ・ 主要研究開発実施及び管理拠点を含む無形資産の開発、保有、運用に係る包括的戦略の説明
- ・ 移転価格上重要な無形資産及び法的所有者一覧
- ・ 無形資産に係る重要な契約書
- ・ 研究開発及び無形資産に係る移転価格ポリシーの説明
- ・ 該当法人、所在地国及び対価を含む事業年度内の無形資産の移管に係る説明

④ グループ内金融活動

- ・ 非関連者からの貸付を含む資金調達に係る説明
- ・ 設立地及び所在地国を含む中心的な金融機能を果たす拠点の特定
- ・ 金融取引に係る移転価格ポリシーの説明

⑤ 財務及び税務状況

- ・ 連結財務諸表
- ・ ユニラテラルAPA 及びその他利益配分に影響するルーリングの説明



ベトナムの税務調査状況

現在、移転価格調査及び調査官の増員がベトナム税務当局の最優先事項です。2015年9月1日に、税務総局(GDT)及び地方税務署(ハノイ・ホーチミン・ビンズオン・ドンナイ)に移転価格調査部が設立され、移転価格調査が増加しています。



	2011—2013年	2014年	2015年	2016年
対象企業数(社)	1,965	2,866	4,751	6,100
追徴額(兆 VND)	—	—	1.06	3.6

お問い合わせ
ご相談はこちら

 0120-11-9638

山下(日本語)
Hiep(ベトナム語・英語)



黒澤合同事務所グループ 黒澤功栄税理士事務所

〒164-0001 東京都中野区中野4丁目4-11 第12南日本ビル6階 URL <http://www.kurosawa.gr.jp>
E-mail iten@kurosawa.gr.jp / a-yamashita@kurosawa.gr.jp



クロサワコンサルティングベトナム

Nahi Building, 5Fl, 110 Cao Thang Street, Ward 4, District 3, Ho Chi Minh City

TEL +84-901-392232 E-mail hiep.nguyen@kurosawa.vn URL <http://kurosawa-vn.com> 201709 200